

精華町教育委員会会議録

平成24年（第6回）

- 1 開 会 平成24年6月20日(水) 午前10時00分
閉 会 平成24年6月20日(水) 午前11時30分
- 2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 弓矢委員 大竹委員
太田教育長 (欠席委員なし)
- 3 出席事務局職員
木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 永井総括指導主事
土井学校教育課主幹

4 議事の概要

(1) 開会

委員長から第6回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回会議録について

教育部長から平成24年第5回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

- ・特になし。

【採 決】

- ・全員承認。

(3) 教育長報告事項

ア 昨日の台風4号について

昨日、台風4号が接近し、13時6分に精華町にも大雨洪水暴風警報が発令。すぐに1号警戒体制をとり対応した。学校の措置として、小学校については、学校により若干の差はあったが、4時間目に給食を繰上げ、給食終了後に先生が付き添い、一斉下校をさせた。中学校については、5時間目まで授業、その後下校させた。ただし、精華西中と精華南中は、三者面談等を予定していたため、各校に応じた帰宅

方法となった。児童生徒並びに学校施設について被害が出たという報告はない。19時8分に警報がすべて解除、町警戒本部も20時に解散、町全体での被害はなかった。

【委員の意見等】

- ・9時や10時に警報が発令された時の給食の対応はどのようにするのか。

(伊藤委員長)

【事務局】

- ・人命第一なので、食材で残せるものは残すが、調理中の食材やパンは処分することになる。(教育長)

- ・時間が早く、状況によって台風が通過して安全が確保できる場合は台風通過後帰宅させることもある。(教育部長)

(4) 議決事項

- ア 第17号議案、平成24年6月精華町議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【提案説明】 (教育部長)

平成24年6月精華町議会定例会提出議案について、精華町長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、精華町教育委員会の意見を聴取されているため、提案。

【提案概要】

平成24年度補正予算(第2号)の内容は、山田荘小学校で文部科学省の委託を受け、現行の基準によらない教育課程を編成し、それを実施して、教育課程の改善に資するための研究を行うもの。本来、6月の定例議会当初に提案すべきだが、この研究開発事業の国からの指定が5月末に届き、6月1日から委託契約を結びたいということで、6月定例議会の当初に提案できず、追加提案することになった。事業は7月から予定をしている。国からの委託金は94万4,000円。事業内容は、新設教科として「人間力活動科」を設置し、「論理的思考力」「人間関係力」「セルフマネジメント力」の育成を行い、課題解決力や共生力を身につけた人間を育成するための指導計画、指導方法等を

研究し開発するというもの。年間授業数は70時間で、既存の特別活動や生活科等から授業時数を変更して充当する予定で現在進めている。

【委員の意見】

- ・議案を見るだけではわかりにくい。これまでしていた国語研究との関連は。（中谷委員）
- ・特区申請のようなものか。（伊藤委員長）
- ・国から委託金が入るのはいつごろか。町が立替え、後でもらうこともできるのか。（伊藤委員長）
- ・入学式の時にこの事業の資料が配布されている。教育委員会を通じて教育委員へ配布し、事前の情報提供が必要では。（中谷委員）

【事務局】

- ・手続きの形式として、本来、教育委員会に諮り、同意を得たうえで議案発送すべきところ、教育委員会に諮る前に議案を発送した。手続として好ましくないと思っている。今後の検討課題と考えている。（教育長）
- ・この研究開発事業は、学習指導要領が概ね10年ごとに変更されていることから、教育課程の改善のため、指導要領を見直す準備資料として、改善に資する実証的資料を得るための国の委託事業である。内容は、教科編成は教科協議会が検討するのであるが、従来の教科によらずに新たな教科ができることから、今回研究開発するものである。実施する山田荘小学校では、低学年では生活科と特別活動、中学年以上では特別活動と総合的な学習の時間の時数から合計70時間を集めて、人間力活動科という教科を設置した。この教科では、いろいろな活動を通して、児童の論理的思考力や人間関係力、セルフマネジメント力を育てていくものであり、今まで言葉の学習を重視してやってきたことをベースにしながら、さらに発展させたいと考えている。（教育長）
- ・イメージとしては特区のようなものである。（教育長）
- ・補正予算成立後、委託契約を結び所定の手続きをして、委託金が入金されることになる。6月議会に提案せず9月議会提案の場合、

9月まで支出の伴う事業はできない。仮に事業を行った場合、委託金外の支出となり、町単費となる。（教育部長）

・研究指定の権限は教育長に委任されているため、予算の時に説明することとしていたが、ケースに応じて教育委員に情報をきめ細かく伝える必要があると考える。（教育長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

イ 第18号議案、精華町教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則制定について

【提案説明】（教育部長）

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、教育委員会が所管する公の施設への指定管理者制度の導入を進めるに当たり、同条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、提案。

【提案概要】

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条、第16条で、教育委員会所管の公の施設への適用及び委任が規定されている。第15条で「この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第12条までの規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。」、第16条の委任で、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とあり、この第15条、第16条を受け、今回指定管理者を考えている「むくのきセンター」が教育委員会の施設であるため、教育委員会規則を定める必要があることから、今回、提案する。この規則は、既に施行されている町の精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則と同様に教育委員会規則を定めるものである。

第1条は、条例に関するその事項を定める趣旨を、第2条は、指定の申請書は、所定の指定管理者指定申請書を提出することを、第2項では、教育委員会が特に必要なものとして認める書類を1号から3号で定

めている。第3条は、申請した内容に変更が生じたときには変更届を出さなければならないことを、第4条では、申請者に対する通知として、候補者を選定した場合で、選定されなかった団体に指定しない旨の通知をする規定を、第5条で、指定管理者の指定の通知を定め、第6条では、告示する事項として、指定をした日、公の施設の名称、所在地と指定の期間を告示する必要があると定めている。第2項では、指定の取り消しに関する告示事項を1号から3号で定めている。第7条は、取り消した場合の指定管理者指定取り消し通知書を、第2項では、業務停止の命令は業務停止命令通知書により通知することを定めている。第8条では事業報告の様式を、第9条のその他では、必要な事項は別に定めることを定めている。また、それぞれの様式についても定めている。附則として、この規則は公布の日から施行することとしている。

【委員の意見】

- ・対象施設はむくのきセンターだけか。（伊藤委員長）
- ・業務停止命令を出すのはどこか。停止している間の運営はどうなるのか。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・むくのきセンター以外の打越台グラウンド等体育施設全般で指定管理をしたいと考えている。（教育部長）
- ・業務停止命令は、教育委員会が出す。命令を出すまでに、調査やヒアリング、業務改善の指導等を行った上で出すことになる。業務停止期間中は、教育委員会の直接運営になる。（教育部長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

(5) 教育部からの報告

ア 教育部長

- ① 平成23年度一般会計専決補正予算、平成24年度一般会計補正

予算（第1号）について

専決補正、24年度補正予算（第1号）に係る予算決算常任委員会等の審議状況について報告。

- ・中学校図書の購入費が約15万円の不用額で、専決で減額。図書を充実している中で、なぜ15万円が不用額となったのかという質問があった。

答弁としては、年3回の選書を実施、その時期により年度末納品ができなかったため、結果的に購入できず、不用額となったもので、24年度から、選書を早くして、学校図書の充実に努めていくことを答弁。

- ・補正予算での図書館司書の臨時職員、1校当たり週2日で1日7時間の配置をしているが、他の市町村では、毎日図書館司書を配置しているところもあり、図書館司書配置での効果は上がっていることから、更に充実させるべきだということで、緊急雇用を入れたための減額分を戻し、週当たりの勤務を増やすべきではないかという質問があった。

答弁としては、今現在の時間割り（週2日4.5時間）から昨年度と同様の週2日7時間を確保した補正予算を提案しており、緊急雇用という安定した財源ではないことから、財源確保は課題であると答弁。

- ・各学校の司書により指導の取組みに違いがあり、格差を感じる。また、司書教諭の姿も見えにくい。もっと情報交流、資質向上のための研修をすべきではないかという質問があった。

答弁としては、月1回情報交流しているが、今後も格差のないように研修などを実施し、司書教諭との連携も図っていくと答弁。

- ・予算決算常任委員会による補正予算の採決の時、動議が出され、修正予算案が示された。概要は、緊急雇用による減額なった図書館司書の臨時職員賃金を復活という内容である。修正予算案は、賛成討論、反対討論のもと、否決された。補正予算の採決については、動議を出した議員を含めて全員賛成により可決となる。

② 平成24年度補正予算第2号行政報告について

今議会で追加議案として、補正予算第2号を予定していることか

ら、その内容を行政報告という形で報告。内容は、山田荘小学校の研究開発事業であり、従来から国の指定を受けて、「言葉の活用」事業を実施してきたが、より実効性を上げるため、人間力活動科を設置し、研究開発していくと説明。

委員からは、この事業の中身がわからないとの質問が出ており、本会議ではかなりの質問があると考ええる。

③ 開会中の6月12日総務教育常任委員会について

精華中学校校舎改築基本計画の構想、通学路の安全確認の進捗状況、小中学生の食生活のアンケート結果を報告。

精華中学校校舎改築基本計画の報告に対して、委員から精華西中学校は当初、教科教室制を導入予定であったが、現在は実施していない。その検証をしたのかという意見があった。精華中学校ではどうするのかという話が今後出てくると考える。

食生活のアンケート結果についても、後日、閉会中の総務教育常任委員会で質疑が予定されている。

④ 閉会中の総務教育常任委員会予定

7月13日（金）に精華中学校の基本構想の質疑と、ドライミストの効果状況等の現地検証を予定。

期日は未定であるが、8月に食のアンケートについて、中学校の給食も含め質疑を予定。

⑤ 平成23年度精華町教育委員会事業のまとめの作成について

平成23年度分から、精華町の決算資料の施策効果、事業事務評価の方式を取り入れてまとめていく。7月の教育委員会で一定お示しする予定。

⑥ 教育委員と校長との合同研修会の実施

教育委員さんと校長会との合同研修を7月の下旬に予定。

⑦ 一般質問

・青木議員から、むくのきセンターの指定管理の質問。

・三原議員から、通学路の安全対策の質問で、各学校の状況等を答弁した。今後も調査をしてはどうかと再質問があり、再度調査を依頼し、安全点検をしていくと再答弁した。

・神田議員から、中学校の完全給食の早期実施の質問で、議会の決

議は中学校の完全給食の実施だが、神田議員は早期をとという文言を追加。答弁では、アンケートのクロス集計が終わったこと、食育及び昼食の食のあり方についての実態等が把握でき、現在、食のあり方懇談会を今夏発足に向けて現在進めており、本町にとって一番ふさわしい中学校の給食のあり方の基本的な方向付けを行っていくと答弁。

・森元議員から、保・幼・小・中の連携の質問。保・幼・小・中の連携の実態の質問があり、現在取り組んでいるいろいろな事業、特にせいか学びと育ちプランや、学校教育指導の重点に基づき、もうすぐ1年生体験入学や、学校支援地域本部事業など推進しており、今後も進めていくことを答弁。

・今方委員から、学校図書館の充実について、読書の日を制定ということで質問があり、読書の日を制定については、制定の趣旨は意義があるものと認識しているが、引き続き意見を聞き、検討すると答弁。

・松田委員から、中学校の部活で、特別支援学級、通級生徒の部活が保障されているか質問があり、精華西中学校の話であるが、生徒は原則として希望の部活動を行うことができるが、支援を要する生徒については、部活動を行うにあたり、安全確保や適切な指導支援が不可欠であるため、相談しながら指導体制の整備を図っていくと答弁。

再質問では、新入生になってすぐにみんなと一緒にクラブ活動への加入するのが本来ではないかという再質問があり、今後も体制整備、小・中連携を部活動も含めてしていくと再答弁。

このことについては、現在、精華西中学校において、NPO団体「そら」の応援を得られるか、調整を進めている。

イ 学校教育課長

① 相楽地方・山城地方中学校陸上競技大会の成績報告について

相楽地方中学校陸上競技大会では、5位までに入賞した選手が山城大会に出場。精華町内中学生で、男子3年生100メートルと女子2年100メートルで相楽地方の新記録が出た。

山城地方中学校陸上競技大会では、男子で全体17種目中、12種目で8位までの入賞で、女子は、全体13種目中8種目で8位までに入賞で、6位まで入賞した選手は府大会に出場する。

② 通学路の安全確認について

各小・中学校から49カ所の路線名、過去の事故の有無、危険箇所内容、改善要望内容の改善要望調書が出され、危険箇所及び危険内容と要望内容に応じて、分類した。

5月25日、木津警察署で町役場内の関係部署、木津警察署、府道と国道を管理している国、府の機関による第1回目の通学路の交通安全対策会議を開催。この要望箇所等の分類表に基づいて、情報共有を行い、それぞれが所管する部分で対応できることをしていくことを確認。

本町が取り急ぎ対応した内容としては、7月27日、登校時間にあわせ職員が11カ所の現場確認、その後、啓発の看板や路面表示、道路外側線の薄い箇所の引き直しを実施。

1学期が終わるまでもう一度対策会議を予定しており、夏休み中にその他の対応策ができないかなど協議し、情報共有を図っていくことで現在日程等調整している。

国の管轄する国道163号線の柘榴から山田にかけて、歩道の北側の一部に転落防止柵がないところがあり、一部設置すると連絡があった。京都府山城南土木事務所については、6月13日、京都府と町による合同現地調査を実施、今後何らかの対策を実施していきたいとの回答を得た。

木津警察署については、管内白バイ2台で通学路等の巡回や学校への安全指導や安全教室、講習会を順次開催、啓発に努めている。

通学路の改善要望については、各学校に引き続き再点検を指示、当初以外に改善箇所がある場合は教育委員会へ報告するよう照会をしており、再度集約し、関係機関に連絡、夏休み中にできることから実施したいと考えている。

③ 小・中学生の食生活についてのアンケート結果概要について

アンケート結果については、就寝時間・起床時間と朝食の関連性、小学校の給食、中学校の昼食のあり方の3つの視点でまとめている。

る。

一つ目の視点である就寝時間、起床時間、朝食の関連性については、小学生ではほぼ全員が、中学生では大半が朝食を食べている。保護者も、子供が朝食を食べているという認識をしている。以上のことから、朝食を摂取することの大切さは一定浸透しており、学校における食育指導の成果が出ていると考える。一方で、就寝時間が遅くなると当然起床時間が遅くなる傾向があり、朝食を食べる時間が無いという悪循環になり、子供に対する家庭での食育指導の大切さや、規則正しい生活習慣を身につけることの重要性も見てとれる。

小学校の給食は、ほとんどの児童が給食に満足しているという結果が出ている。中には嫌いなものが出てもしっかり食べているような状況も伺え、嫌いなものも徐々に減ってきていることも伺える。残さず食べる、嫌いなものも減らしていく、嫌いなものでも食べてみるということで、食事を楽しんでたくさんの食材を口にするといい状況があり、教師による給食指導が大半の児童に好影響を与えていることがわかってきた。一方で、嫌いな献立のときや量が多いときなどは、給食を時々残す児童も2割程度おり、引き続き子供の実態にあわせたきめ細やかな個別指導や必要な時間の確保も課題としてとらえる必要があると考えている。この課題については、今後中学校の給食のあり方について検討する際にも同様な課題として考えていく必要があると考えている。

中学校の給食のあり方について、中学の大半の生徒は、主に親が作る弁当がおおむねおいしいとしており、小学校の高学年も、5割から7割の児童は中学校の昼食については弁当を希望している状況である。一方、保護者は、7割から8割方が給食を希望する結果が出ている。

子供にとっては、今、中学校での家から持ってくる弁当におおむね満足しており、特に自分の家の味、保護者が毎日作ってくれる弁当を楽しみにしていると考えている。一方、保護者の結果からは、昨今の厳しい社会情勢の中で、共働きなどの理由で朝の時間帯は忙しいということで、弁当をつくる時間がなかなかとれない家庭もあることから、給食を選択している方が多いということが考えられる。

また、基本的な親の考え方として、子供に栄養バランスがとれたものを食べてほしいという願いから給食を希望されているということも見えきた。

今後、このアンケート等を参考にし、中学校の給食も見据えた中で、懇談会等を設け、食のあり方について検討していく。

ウ 総括指導主事

① 京都府小学校学力診断テスト結果概要の報告

4年生と6年生で国語と算数のテストを実施、4年生国語、算数、6年生国語、算数の全てにおいて、去年と比べ平均点が下回っていた。毎年児童が異なるので、一概に下回っているとか上回っているということは言えないが、このような結果になった。京都府全体でも4年生の算数と6年生の国語は昨年度よりも下回っているが、4年生の国語、6年生の算数は、昨年度よりも若干上がっている結果になっている。府との平均点の比較は、6年生、4年生とも国語は府の平均を上回っている。算数は、6年生は府平均を上回っているが、4年生は府平均と同じという結果になっている。今の6年生が4年生の時の成績を見ると、国語、算数ともに府平均と同じように、精華町でも上がってきているという状況である。詳細については、今後、町の学力向上総合推進委員会で分析していく。

エ 生涯学習課長

① 精華町子ども議会について

例年、11月末の土曜日の午後で開催していたが、教育委員会や学校の行事が続く中での取り組みだったため、十分な準備ができずに取り組んでいたこと、子ども議会の形式が、児童からの質問に町長や教育長が回答するという、一回きりのやりとりの形式になっていたという反省点を踏まえ、今年度は夏休み最初の週の7月24日火曜日の午後1時半から約2時間の予定で実施。

参加対象者は、町内各小学校6年生の各クラスから代表1名を選んでいただき、15名の参加で行う。

取組み内容は、子供たちが精華町を住みよい町にするために、日

ごろ思っていることを子ども議員となって提案・質問し、それに対して町長や教育長が考えや感想・意見などを述べるという、例年どおりの本会議場での一問一答形式で実施。その後、新たな取組として、具体的なテーマについて委員会形式で相互に意見交換を実施する予定。

趣旨は、子供たちが地域の一員として主体的に考え、社会に参加することの大切さに気づき、まちづくりや議会に対する理解と関心を深めることにより、将来の精華町の担い手となることへの自覚を促すこととしている。

具体的な実施方法としては、本会議場での質問については、各学校の代表として1人ずつ選んでいただき、小学校5校の合計5名による代表質問をしていただき、それに対して町長、教育長が答弁。

「精華町を住みよいまちにするために」というテーマで、自分たちが何をすべきか、また何ができるかということを中心に質問の予定。

新たな取組として、各校から選ばれた子ども議員全員と町長、教育長により、今話題になっているエネルギー問題について、資源を大切にす気持ちと、それに対して子供たちが何ができるかということについて意見交換していく委員会形式で行う予定。

【委員の意見】

- ・危険箇所を整理した資料は、スクールヘルパーには渡しているのか。（伊藤委員長）
- ・危険箇所について、校区間で意見交換すれば違ったことが見えてくることもあるのでは。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・学校から提出されたものをまとめたもので、スクールヘルパーからも聞いていると考えている。なお、この情報は学校へも返し、スクールヘルパーへも情報提供していく。（学校教育課長）
- ・校区間の意見交換も必要と考えている。（学校教育課長）

(6) その他

① 6月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数4件で、学校教育課関係は1件、生涯学習課関係が3件、うち社会教育係関係が3件、図書係は0件、体育係関係は0件。

(7) 教育部からの諸報告

ア 7月の行事予定について。

(8) 閉会

委員長が第6回教育委員会の閉会を宣言。